

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

ひたちなか市

2 構造改革特別区域の名称

ひたちなか市福祉有償運送特区

3 構造改革特別区域の範囲

ひたちなか市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) ひたちなか市の状況

ひたちなか市は、東京から約 110 k m の距離にあり、その中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置している。

本市の東は延長 13 k m の海岸線で太平洋に面し、海岸線に続く 1,182 h a に及び一帯は、ひたちなか地区として常陸那珂港建設などのビックプロジェクトが進められている。また、北は、わが国原子力発祥の地として多くの研究機関が集積する東海村に、西は、世界的な核融合実験施設が所在する那珂市に、南は那珂川を隔てて、県庁所在地である水戸市と、海を活かした観光と漁業のまちとして知られる大洗町に接しており、総面積は 99.03 k m² であり、県全体面積の 1.6% を占めている。

交通では、国の中核国際港湾に位置付けられる常陸那珂港の建設が進められており、平成 17 年度には北ふ頭に続いて中央ふ頭の一部も供用を開始し、国内・国外合わせて 8 本の定期航路が就航している。

常陸那珂港と直結する北関東自動車道は、群馬・栃木・茨城 3 県の主要都市を結び、港湾を中心とした物流を支える重要路線として、全線開通を目指して整備が進められている。

また、市域を南北に縦断する国道 6 号、国道 245 号の 2 本の一般国道に加え、市内には多くの都市計画道路が整備され、道路交通のネットワークが形成されているほか、J R 常磐線、水戸線、水郡線及び私鉄の茨城交通湊線の 4 つの鉄道路線を有している。

鉄道は、J R 常磐線を主軸に、水郡線が接続しており、勝田駅など 4 つの駅がある。常磐線の上野駅から勝田駅の所要時間は、特急で約 70 分である。また、私鉄の茨城交通湊線が勝田駅と那珂湊、阿字ヶ浦を結んでいる。

平成 18 年 4 月 1 日現在の人口は 155,452 人で、そのうち 65 歳以上の人口は 26,641 人で、高齢化率は 17.1% になり、この 3 年間で 2% 増加している。身体障害者手帳の所持者は 3,749 人、療育手帳は 819 人、精神障害者保健福祉手帳は 302 人である。

(2) 移動制約者の状況

身体障害者

身体障害者手帳の交付者数は3,749人で、視覚障害者276人、肢体不自由障害者2,017人の多くが、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動困難者であると推測される。

聴覚障害者や内部障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、病院での付き添い等、単独では公共交通の利用が困難であり、セダン型車両による移送が必要であると考えられる。

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	104	79	29	21	23	20	276
聴覚・平均機能障害	6	138	35	49	0	99	327
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	19	9	0	0	30
肢体不自由	497	507	297	395	242	79	2,017
内部障害(心臓・腎臓・呼吸器等)	693	5	167	234	0	0	1,099
合計	1,301	730	547	708	265	198	3,749

知的障害者

平成18年2月1日現在、療育手帳の交付者数は819人である。知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由等との重複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、セダン型車両を用いた移送サービスにより、本人をよく理解している特定の運転者が外出支援を行う必要がある。

	Ⓐ	A	B	C	計
18歳以上	131	181	147	107	566
18歳未満	48	71	59	75	253
計	179	252	206	182	819

精神障害者

平成18年2月1日現在、精神保健福祉手帳交付者数は302人である。精神障害者についても、一部の方は公共交通機関の利用が困難であり、知的障害者同様、福祉車両による移送は必要ではないが、セダン型車両を用いた特定の運転者による外出支援が必要である。

障害者等級	1級	2級	3級	計
人数	62	154	86	302

介護保険の要介護認定者

平成 18 年 3 月末現在で 3,402 人が要支援・要介護認定を受けている。65 歳以上の高齢者では、26,641 人のうち認定者が 3,253 人であり、高齢者の 10.2%が要支援・要介護者である。

認定者 3,402 人中、要介護 3 以上の方の大部分は外出時に福祉車両での移送が必要な移動制約者と推定される（1,396 人のうち在宅 702 人）。また、要支援・要介護 1 及び要介護 2 の方については、ほとんどが福祉車両を必要とする状況ではないが、病院での付き添い等、単独では公共交通の利用が困難であり、セダン型車両による移送が必要であると考えられる。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65 歳以上	220	1,134	582	444	485	388	3,253
40～64 歳	3	34	33	28	18	33	149
計	223	1,168	615	472	503	421	3,402

(3) 公共交通機関の状況

鉄道は、JR 常磐線と水郡線、茨城交通湊線があるが、停車駅（常磐線 2 駅、水郡線 2 駅、茨城交通湊線 9 駅）が少なく、駅近隣以外の移動制約者にとっては利用困難となっている。

市内を運行するバス路線は、茨城交通（株）により 15 系統 112 路線が運行されているが、居住地区 市街地 駅といった路線構成で通勤、通学の利用者を対象とした体系となっており市内全域をカバーしていない。また、車両についてはノンステップバスの運行もなく、移動制約者にとっては利用しづらくなっている。

市内に本社、営業所を置くタクシー会社は、阿字ヶ浦第一交通（有）、茨交勝田タクシー（資）、茨交サンタクシー（株）、勝田タクシー（資）、関東タクシー（有）、佐和タクシー、さわやか交通（有）、新星タクシー、太陽タクシー（資）、テーケータクシー（有）、なか常陽タクシー（株）、日立電鉄タクシー（株）、富士タクシー（有）、本町タクシー（有）、湊第一交通（有）の 15 社である。

(4) 障害者等の外出支援

身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳A・㊦の方、精神保健福祉手帳1級で自動車税の減免を受けていない方で、医療機関等に通院するためのタクシーを利用する場合に、初乗り運賃の9割(590円)を助成している。年間24枚の助成券を交付するが、人工透析者に対しては48枚を交付している。

年 度	助成件数	利用枚数	利 用 額
平成 15 年度	257 人	3,045 枚	1,796,550 円
平成 16 年度	245 人	2,968 枚	1,751,120 円
平成 17 年度	244 人	2,967 枚	1,750,530 円

障害者支援費支給制度に基づく居宅介護事業の一つである移動介護事業として、全身性障害者・視覚障害者・知的障害者・障害児の外出支援(移動介護ができるヘルパーの派遣)を実施している。

年 度	障害種別	利用者数	障害種別	利用者数
平成 15 年度	全身性障害者	3 人	視覚障害者	10 人
平成 16 年度	〃	4 人	〃	11 人
平成 17 年度	〃	3 人	〃	17 人

民間5事業所にて、訪問介護員が自らの運転する車両への乗車または降車の介助、あわせて乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助等の乗降介助を実施している。

	利用回数	利用者数
平成 18 年 3 月	359 回	41 人

5 構造改革特別区域計画の意義

移動制約者の移動の確保という地域の課題に対して、セダン型の一般車両を活用した福祉有償運送事業を行うことにより、移動制約者が健常者と同じように移動できるような体制を整備・促進しようとするものである。

鉄道駅、バス停留所まで行くことすら困難な移動制約者も多く、このような状況の中、視覚障害者や歩行困難ではあるが座位は保てるなど、必ずしも福祉車両を必要としない移動困難者の送迎については、セダン型の車両を利用した移送サービスが有効であると考える。

また、知的障害者や、精神障害者においても、福祉車両は必要ないが、タクシーを含め公共交通機関での移動は困難である場合が多く、セダン型車両を利用した移送サービスは有効である。

このような移動制約者に対し、セダン型の車両を利用した外出支援を行い移動手段を確保することは、障害者や要介護高齢者等が、地域において在宅でも生活することを可能にする一つの条件と考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

ひたちなか市では、「ひたちなか市高齢者保健福祉計画(平成18年度～平成20年度)」の基本目標を「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」とし、計画の中で高齢者の社会参加と生きがいがづくりの推進のため、移動手段の確保策のひとつとして福祉有償運送の必要性を位置づけている。

そこで、特例措置によるセダン型等の車両を利用したNPO法人等の非営利法人の実施する福祉有償運送サービスを同時に促進することにより、行政とボランティア団体等が協力して移動制約者の外出支援を推し進め、障害者等が健常者と同じように健やかで快適に生活できるような、さらには、移動手段を確保することで、障害者等が目的を持っていきいきと暮らせるまちづくりに資することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくするだけでなく、これまでは諦めていた、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、高齢者の介護予防効果や社会的入院の減少が期待できる。

また、福祉有償運送運営協議会などを通じて、ボランティアを行うNPO法人等とタクシー事業者が交流することにより、両者がそれぞれ得意分野を生かす形で移動困難者の外出支援に取り組むことができれば、NPO法人等の利用者にも状況に応じてタクシー事業者を紹介するなどにより、タクシー事業の拡大にもつながることが期待される。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施しまたは実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

コミュニティバスの導入(平成18年10月 運行開始予定)

ひたちなか市において、民間バス路線の廃止、ダイヤ削減なども含めて、公共交通アクセスが不便な地域の解消や市街地の活性化等を図るために新たな交通網の整備を目指して、平成18年度から段階的にコミュニティバスを導入予定です。

タクシー利用助成事業(昭和58年より実施)

- ・事業内容 重度の心身障害者が医療機関又は機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成する。
- ・対象者 身体障害者手帳1級2級所持者
療育手帳A・A所持者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・助成額 1回の乗車につき運輸局長が認可した中型車に係る初乗運賃の9割相当額
- ・助成回数 1年度につき24回(ただし、腎臓機能障害で人工透析を受けている者については、48回を限度)
- ・契約事業者 市内タクシー業者15社

別紙 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

ひたちなか市福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）において認められた、特区内で活動するNPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

- ・ ひたちなか市内で活動を行うNPO法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

- ・ 出発地または到着地がひたちなか市

(3) 事業により実現される行為

- ・ 要支援認定者，要介護認定者，身体障害者，知的障害者，精神障害者，難病患者等の移動制約者で，あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し，一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO法人等の非営利法人による福祉有償運送は，車いす対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析者や知的障害者，精神障害者，座位を保てる高齢者等に対しては，福祉車両を用いる必要はなく，一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため，福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

(1) ひたちなか市福祉有償運送等運営協議会の設置

ひたちなか市におけるNPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や，福祉有償運送の実施に伴う安全の確保，旅客の利便の確保について協議するために，ひたちなか市が主宰者となり，ひたちなか市福祉有償運送等運営協議会を設置する。

第1回運営協議会は，平成18年4月24日に開催。

運営協議会の構成委員

次に掲げる者のうちから7名以内で構成され、市長が委嘱する。

- (1) 公共交通に関する学識経験者
- (2) 茨城運輸支局長の指名する職員
- (3) タクシー事業者
- (4) タクシー運転者
- (5) 福祉有償運送実施団体
- (6) 福祉有償運送の利用者
- (7) 福祉団体の代表

運営協議会の開催

- ・運営協議会は、会長が招集する。
- ・運営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・運営協議会の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- ・会長は、必要に応じて、運営協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・運営協議会の庶務は、ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課が行う。

(2) 運送主体

ひたちなか市で活動するNPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送対象

運送の対象者は・・・要支援認定者、要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の移動制約者

- ・介護保険法・・・第7条第3項、第4項該当者
- ・身体障害者福祉法・・・第4条該当者
- ・その他肢体不自由等・・・単独での移動が困難であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者

出発地又は到着地・・・出発地又は到着地がひたちなか市

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両，または，運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され，当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理，特に事故発生，苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し，事故発生，苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨，次のとおり表示すること。

- ・ 氏名，名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー，マグネットシート等による横書きとし，自動車の両側面に行う。
- ・ 文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。

自動車登録簿の作成

運送主体は，使用する自動車の型式，自動車登録番号及び初年度登録年，損害賠償措置，関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し，適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は，運営協議会の意見を踏まえ，以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する，車両の運転に関する技術及び知識の向上を図ることを目的とした，実車を伴う特定任意講習等を受講した者。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・ 移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体

が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。

- ・ その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識または経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許証の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(6) 損害賠償措置

- ・ 運送に使用する車両全てにおいて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・ 運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(7) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね 2 分の 1 を目安とする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に対する体制が、明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。